

令和 5 年度 全国技能競技大会参加支援要綱

山形県職業能力開発協会

(目的)

第 1 条 山形県職業能力開発協会長(以下、「会長」という。)は、第 61 回技能五輪全国大会及び第 18 回若年者ものづくり競技大会(以下、総じて「令和 5 年度全国技能競技大会」という。)に出場する選手・指導者または出場を目指す技能者の所属事業所等に対し、技能向上訓練並びに大会参加にかかる経費を支援することにより、山形県における技能尊重機運の醸成を図ることを目的とする。

(支援対象者及び支援対象経費)

第 2 条 支援の種別及び根拠となる事業並びに支援対象者等は次表のとおりとする。

種別	事業名	対象者	対象経費
訓練経費支援	山形県技能五輪選手育成強化支援事業 (山形県補助事業)	山形県選手として第 61 回技能五輪全国大会へ参加を目指す技能者等が所属する <u>事業所等</u> 及びそれ以外の技能向上訓練を実施した <u>団体(業界団体等)</u>	外部講師への謝金及び旅費、外部講習会等への参加費及び参加旅費、会場借用料、訓練用材料・消耗品等の購入費、その他訓練実施に必要なと認められる経費
参加旅費等支援	若年技能者人材育成支援等事業 (厚生労働省委託事業)	<u>中小企業等</u> ※に所属し、山形県選手として令和 5 年度全国技能競技大会へ参加する者及びその指導者	・大会参加にかかる旅費 ・大会参加にかかる工具運搬費
	山形県職業能力開発協会補助事業 (国・山形県補助事業)	<u>大企業に所属し</u> 、山形県選手として令和 5 年度全国技能競技大会へ参加する者及びその指導者	・大会参加にかかる旅費 ・大会参加にかかる工具運搬費

※中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)に基づく企業および学校等

(支援の範囲)

第 3 条 本事業の支援対象範囲は、種別ごとに以下の通りとする。

<訓練経費支援>

- ア. 第 61 回技能五輪全国大会への参加やメダル獲得を目的に技能向上訓練を行った技能者等が所属する事業所に対し、技能者等一人当たり 75,000 円(税別)を上限に訓練経費を支援する。
- イ. 同じ事業所から 2 名以上参加する場合は、技能者等の人数に 75,000 円を乗じて得た額(税別)を上限に訓練経費を支援する。
- ウ. 第 61 回技能五輪全国大会への参加やメダル獲得を目的に技能向上訓練を行った技能者等が所属する事業所以外の団体(業界団体等)に対し、一団体当たり 75,000 円(税別)を上限に訓練経費を支援する。

<参加旅費等支援>

- ア. 令和 5 年度全国技能競技大会に参加する選手及びその指導者に対し、大会参加にかかる旅費並びに工具等運搬費を支援する。
- イ. 指導者への支援は、選手 1 名につき 1 名を上限とする。
- ウ. 支援の対象となる旅行期間は、工具等搬入から競技終了までの必要最小限の日程とする。
- エ. 旅行は、鉄道、航空機利用の別を問わず、原則パック商品を利用することとし実費を支給する。

- オ. 自家用車、レンタカーを利用する場合の交通費の支援は、適正な経路を通る高速道路利用料のみとし、ガソリン代や車のレンタル料は支援対象外とする。なお、その場合の支援限度額は、山形県職業能力開発協会が算定した一人当たりの鉄道利用料相当額とする。
- カ. 全国旅行支援事業は活用しないこととする。
- キ. その他、山形県職業能力開発協会の職員旅費規定に準じる。
- ク. 支援の対象となる工具運搬費は、選手の競技に必要な道具等のみ競技会場までの往復運搬経費の実費とし、それ以外(旅行にかかる日用品、指導者の道具、機械等大型の機材など)の運搬費は支援対象外とする。また、運搬費が高額(総額が 30,000 円以上)になる場合は別途協議して交付額を決定する。

#### (対象期間)

第 4 条 訓練経費支援の対象期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 11 月 17 日までとし、参加旅費等支援の対象期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 11 月 20 日までとする。

#### (訓練計画)

- 第 5 条 訓練経費支援を受けようとする者は、訓練計画書(様式第 1 号)を令和 5 年 8 月 31 日まで会長に提出するものとする。
- 2 会長は、事業計画書の提出があったときは、当該申請書類等に記載の計画、内容、対象者及び計画に要する経費等を審査し、審査結果を速やかに支援対象者に通知するものとする。

#### (交付申請・実績報告)

第 6 条 訓練経費支援または参加旅費等支援もしくはその両方の支援を受ける者は、事業完了後 30 日以内に交付申請書(様式第 2 号、様式第 3 号)及び事業実績報告書(様式第 4 号)に支払額を証明する資料と関係資料(訓練経費支援については材料費、講師謝金の明細等、参加旅費等支援についてはバック旅行代金、鉄道・航空機利用料、高速道路利用料、宿泊料、運搬費の明細等)を添えて、会長に提出しなければならない。

#### (支援決定及び支払方法)

- 第 7 条 会長は、前条における交付申請書と実績報告書の提出があったときは、当該資料を審査し、内容が適切であると判断したときは、支援交付決定及び支援額の確定を通知するとともに支援金を支払うものとする。
- 2 支援金は精算払いとし、対象者が指定する金融機関の口座へ振込むものとする。
  - 3 参加旅費等支援を受ける者が、本人以外の口座への振込を希望する場合は委任状(様式第 5 号)を添付するものとする。

#### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるものの他、支援金の交付に必要な事項は別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。